

# 老人福祉法施行細則（県規則）の改正について

令和 3 年 3 月  
高齢者福祉課

## 1 概要

有料老人ホーム※に関する事務については、老人福祉法の規定に基づき県で処理を行っており、その届出様式は、法及び同法施行規則の規定を基に、老人福祉法施行細則（昭和 62 年規則第 47 号）において定めているところである。

この度、老人福祉法及び同法施行規則の改正が公布され、その届出内容について変更が生じるため（施行日：令和 3 年 4 月 1 日）、法及び同法施行規則の内容をそのまま落とし込んでいる県規則様式についても、所要の改正を行う。

※有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事の供与又は健康管理の供与を行う施設であり、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設でないものとされている。設置する際は県への届出が必要（老人福祉法第 29 条）。

## 2 規則改正の内容

対象規則：「老人福祉法施行細則」（昭和 62 年規則第 47 号）

内 容：有料老人ホームの届出に関する「第 17 号様式」の記載の変更  
（なお、細則本文の改正は不要。）

関係条文：老人福祉法第 29 条第 1 項

老人福祉法施行規則第 20 条の 5

## 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日